

エコ・エネ総合対策事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 本町は、町の資源を最大限に活かした地域循環型による「新エネルギー」・「省エネルギー」を両輪とした、エネルギー政策を展開しており、新エネルギー・省エネルギー施設の整備及び、環境改善・リサイクル活動を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付対象事業)

第2 補助金の交付対象事業（以下、「事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 新エネルギー等導入事業

- ア 太陽光発電設備の設置
- イ 太陽熱利用設備の設置
- ウ 木質バイオマス熱利用設備の設置
- エ 小水力発電設備の設置
- オ その他の新エネルギー設備の設置

(2) エコ活動推進事業

- ア 生ごみ処理機の購入
- イ 産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル利用設備の設置
- ウ クリーンエネルギー自動車の購入
- エ 高効率エネルギー設備の設置
- オ LED照明の設置

(3) 資源回収事業

- ア 資源回収の実施

(補助金の交付対象者)

第3 補助対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 新エネルギー等導入事業

町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人とする。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気事業者を除く。

(2) エコ活動推進事業

町内に住所を有する個人又は団体若しくは法人とする。

(3) 資源回収事業

次のいずれかの回収業者に売却する、町内の住民団体又は学校。

- ① 町長が認める資源回収業者
- ② 岩手県再生資源商工組合加盟業者
- ③ 岩手県資源回収協同組合加盟業者

(補助金の交付対象経費及び補助金の額)

第4 補助金の交付対象経費及びこれに対する補助額は、別表1のとおりとする。

2 前項表中「新エネルギー等導入事業」の補助金の交付は、同一年度内において、1世帯あたり(団体又は法人の場合は1団体あたり)いずれか1設備に限る。

3 「新エネルギー等導入事業」及び「エコ活動推進事業」に係る補助金の交付は、補助金の額が50万円までは全額葛巻町商工会が発行する「くずまき商品券」で交付し、それを超える場合は、残りを現金で交付する。

(事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第5 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 計画書に掲げる経費の20%を超える増減

(2) 補助事業の中止又は廃止

(3) 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ)

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(補足)

第8 この要綱に定めるもののほか、エコ・エネ総合対策事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(資源リサイクル運動奨励補助金交付要綱の廃止)

2 資源リサイクル運動奨励補助金交付要綱(平成4年4月1日告示第15号)は、廃止する。

(新エネルギー等導入事業費補助金交付要綱の廃止)

3 新エネルギー等導入事業費補助金交付要綱(平成15年3月20日告示7号)は、廃止する。

附 則(平成25年告示第10号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第15号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年告示第10号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

交付対象事業	設備の要件及び交付対象経費	補助金の額
第2(1)	<p>ア</p> <p>【設備の要件】 設置する設備が未使用なものであること。 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により全量売電する場合は補助対象外とする。 ただし、住宅用太陽光発電（10kW未満）及び、電気事業者との個別契約において価格等を決定し余剰電力を売電する場合を除く。</p> <p>【交付対象経費】 太陽光発電設備の設置工事に係る費用。</p>	<p>1 太陽電池出力1kWにつき3万円とし、15万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
	<p>イ</p> <p>【設備等の要件】 設置する設備が未使用なものであること。</p> <p>【交付対象経費】 太陽熱温水器の設置工事に係る費用</p>	<p>1 自然循環型太陽熱利用温水器を設置する場合、3万円とする。 2 強制循環型ソーラーシステムを設置する場合は、5万円とする。</p>
	<p>ウ</p> <p>【設備等の要件】 設置する設備が未使用なものであること。</p> <p>【交付対象経費】 木質ペレット、薪、木質チップ、木屑等を燃料とするストーブ、ボイラー、その他付属機器（煙突等）の設置工事に係る費用</p>	<p>1 ストーブを設置する場合は、設置費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て） 2 ボイラーを設置する場合は、設置費用の2分の1以内とし、10万円を限度とする。ただし、国・県補助金の交付を受ける場合は、その補助対象事業費の10分の1以内の額とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>
	<p>エ</p> <p>【設備等の要件】 設置する設備が未使用なものであること。 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により全量売電する場合は補助対象外とする。 ただし、電気事業者との個別契約において価格等を決定し余剰電力を売電する場合を除く。</p> <p>【交付対象経費】 小水力発電の設置工事に係る費用</p>	<p>設置費用の10分の1以内とし、30万円を限度とする。（千円未満の端数は切り捨て）</p>

交付対象事業		設備の要件及び交付対象経費	補助金の額
第 2 (1)	オ	<p>【設備等の要件】 設置する設備が未使用なものであること。 再生可能エネルギーの固定価格買取制度により全量売電する場合は補助対象外とする。 ただし、電気事業者との個別契約において価格等を決定し余剰電力を売電する場合を除く。</p> <p>【交付対象経費】 風力発電設備及び地中熱・温度差熱利用ヒートポンプ等の設置工事に係る費用</p>	<p>1 設置費用の 20 分の 1 以内とし、10 万円を限度とする。ただし、国・県補助金の交付を受ける場合は、その補助金対象事業費の 10 分の 1 以内の額とする。(千円未満の端数は切り捨て)</p> <p>2 発電設備に限らず、自然の力を動力利用する独自の開発の場合も、1 と同様とする。</p>
	ア	<p>【設備等の要件】 購入する機器が未使用なものであること。 購入費用が 1 万円以上であること。</p> <p>【交付対象経費】 生ごみ処理機の購入費用。</p>	<p>生ごみ処理機 1 台当たり購入価格の 2 分の 1 以内とする。ただし、家庭用にあつては 3 万円、事業所用にあつては 50 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)</p>
第 2 (2)	イ	<p>【設備等の要件】 設置する設備が未使用なものであること。</p> <p>【交付対象経費】 産業廃棄物等の発生抑制及びリサイクル利用設備の設置工事に係る費用</p>	<p>当該経費の 10 分の 1 以内とし、300 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)</p>
	ウ	<p>【設備等の要件】 購入する車両が未使用なものであること。</p> <p>【交付対象経費】 電気自動車、プラグインハイブリット自動車、ハイブリット自動車、燃料電池自動車、<u>クリーンディーゼル自動車</u>の購入費用</p>	<p>車両本体価格の 20 分の 1 以内とし、5 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)</p>

交付対象事業		設備の要件及び交付対象経費	補助金の額
第 2 (2)	エ	<p>【設備等の要件】 設置する設備が未使用なものであること。</p> <p>【交付対象経費】 二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器、燃料電池システムの設置工事に係る費用</p>	設置費用の 10 分の 1 以内とし、3 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)
	オ	<p>【設備等の要件】 設置する照明器具が未使用なものであること。 設置費用が 2 万円以上であること。</p> <p>【交付対象経費】 L E D を光源とする照明器具の新設若しくは既設照明器具の更新に係る費用。</p>	1 設置費用の 10 分の 1 以内とし、3 万円を限度とする。(千円未満の端数は切り捨て)
第 2 (3)	ア	一般廃棄物のうち資源として再利用できる新聞紙、雑誌、ダンボール、繊維くず、金属類、アルミ類、びん・ガラス類、その他の有価物を回収業者に売却した額及び年間活動費	1 団体あたり、回収業者に売却した額の 5 分の 1 の額と年間活動費 3,000 円とする。

別表 2 (第 7 関係)

条 項	交付対象事業	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	第 2 (1) 第 2 (2)	エコ・エネ総合対策事業費補助金交付申請書 (添付書類) 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他町長の必要とする書類	第 1 号 第 7 号 第 8 号	1 部	別に定める。
	第 2 (3)	エコ・エネ総合対策事業(資源回収事業)団体登録申請書	第 2 号	1 部	
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定による書類	第 2 (1) 第 2 (2)	エコ・エネ総合対策事業変更(中止、廃止)承認申請書	第 3 号	1 部	変更(中止、廃止)の理由の生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	第 2 (1) 第 2 (2)	エコ・エネ総合対策事業実績報告書 (添付書類) 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他町長の必要とする書類	第 4 号 第 7 号 第 8 号	1 部	事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	第 2 (1) 第 2 (2)	エコ・エネ総合対策事業費補助金交付請求書	第 5 号	1 部	別に定める。
	第 2 (3)	エコ・エネ総合対策事業費補助金(資源回収事業)交付請求書	第 6 号		